

議 事 録

令和５年１２月２７日（水）午後１時３０分から福井市役所本館８階第８ＡＢ会議室において１２月定例会が開催された。

○議事

１ 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第５８号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	原案どおり可決
第５９号議案	農用地利用集積計画の決定について	〃
第６０号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	〃
第６１号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	〃
第６２号議案	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第１項の規定による承認の申請について	〃
第６３号議案	農地法第５条第１項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について	〃
第６４号議案	現況証明について	〃
第６５号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	
第６６号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	
第６７号議案	農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの申出について	

２ 報告事項

報告番号	報 告 名
第６０号報告	農地法第１８条第６項の規定による解約の通知の確認について
第６１号報告	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第１項の規定による承認の取消しについて
第６２号報告	農地法第３条の３の規定による届出の確認について
第６３号報告	農地法第４条第１項第７号の規定による届出の確認について
第６４号報告	農地法第５条第１項第６号の規定による届出の取消しの確認について
第６５号報告	農地法第５条第１項第６号の規定による届出の確認について
第６６号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第６７号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る３年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第６８号報告	農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の報告について

３ その他

○出席委員 31名

1番	清水	江梨華	
2番	渡邊	源治	
3番	寺井	重治	
4番	伊藤	義明	
5番	松田	三代	
6番	前川	雅彦	
7番	小寺	辰夫	(会長職務代理者)
8番	齊藤	和栄	
9番	藤田	佳光	
11番	小川	喜久子	
12番	岩佐	實代	
13番	荒川	幸洋	
14番	東藤	美智子	
15番	前川	秀人	
17番	伊川	憲邦	
18番	中川	洋一	
19番	池田	敏雄	(参与)
20番	志野	佑介	
21番	村嶋	哲郎	
22番	吉岡	晶美	
23番	西岡	得雄	
24番	杉本	英夫	
25番	鈴木	謹一	
26番	豊岡	敏広	(参与)
29番	堀内	浩徳	
30番	野路	直美	
31番	齊藤	藤伸	
32番	山田	正則	
33番	廣部	厚	
34番	山本	清幸	(会長)
35番	田村	洋子	

○欠席委員 4名

10番	内田	一朗	
16番	北川	健	(参与)
27番	辻	邦晴	
28番	平元	理	

○説明のため出席した者

農政企画課

副主幹 海道久史

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局長	南	京	良	幸
局次長	加	藤	雅	和
課長補佐	谷	口	智	樹
主幹	土	田	智	大
副主幹	三	木	真	人
主査	岡	本	恵利	佳
主査	前	田	大	貴
主事	伊	東	優	子

開 会 午後 1 時 3 0 分

(山本会長挨拶)

議 長
(34番
山本 清幸
会長)

それでは、ただ今から12月の定例会を開催いたします。
なお、内田委員、北川委員、辻委員、平元委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。
議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号14番 東藤委員、15番 前川委員、ご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。
第58号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局
農政企画課

(第58号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第58号議案中、2番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号9番 藤田委員には、審議終了まで退席をお願いします。

《藤田委員 退席》

議 長

それでは、第58号議案中、2番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第58号議案中、2番の案件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
藤田委員に入場をお願いします。

《藤田委員 入場》

議 長

藤田委員に報告します。
第５８号議案中、２番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。
次に、第５８号議案中、２番を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第５８号議案中、２番を除いた案件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第５９号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第５９号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第５９号議案中、５６番から１０９番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号６番 前川雅彦委員には、審議終了まで退席をお願いします。

《前川委員 退席》

議 長

それでは、第５９号議案中、５６番から１０９番の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第５９号議案中、５６番から１０９番の案件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

前川委員に入場をお願いします。

《前川委員 入場》

議 長

前川委員に報告します。

第５９号議案中、５６番から１０９番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、第５９号議案中、１４０番から１４７番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号１３番 荒川委員には、審議終了まで退席をお願いします。

《荒川委員 退席》

議 長

それでは、第５９号議案中、１４０番から１４７番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第５９号議案中、１４０番から１４７番の案件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

荒川委員に入場をお願いします。

《荒川委員 入場》

議 長

荒川委員に報告します。

第５９号議案中、１４０番から１４７番の案件につきましては、原案のとおり

り決定いたしました。

次に、第５９号議案中、１６３番から１６５番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号９番 藤田委員には、審議終了まで退席をお願いします。

《藤田委員 退席》

議 長

それでは、第５９号議案中、１６３番から１６５番の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第５９号議案中、１６３番から１６５番の案件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

議 長

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

藤田委員に入場をお願いします。

《藤田委員 入場》

議 長

藤田委員に報告します。

第５９号議案中、１６３番から１６５番の案件につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、第５９号議案中、５６番から１０９番、１４０番から１４７番、１６３番から１６５番を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第５９号議案中、５６番から１０９番、１４０番から１４７番、１６３番から１６５番を除いた案件を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第６０号議案「農地法第３条第１項の許可の申請について」を議

題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第60号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第60号議案を、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第61号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第61号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 齊藤和栄委員から報告をお願いします。

8番

齊藤 和栄
委員

第61号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は、12月18日(月)、調査委員は私と小寺会長職務代理者、地区担当委員2名と事務局3名の計7名で行いました。

調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。

以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第61号議案を、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第 6 2 号議案「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による承認の申請について」及び第 6 3 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	(第 6 1 号報告 説明) (第 6 2 号議案 説明) (第 6 3 号議案 説明)
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 齊藤和栄委員から報告をお願いします。
8 番 齊藤 和栄 委員	第 6 3 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。 調査日は、1 2 月 1 8 日 (月)、調査委員は私と小寺会長職務代理者、地区担当委員 1 名と事務局 3 名の計 6 名で行いました。 調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や変更理由など、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。 以上でございます。
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 6 2 号議案を、原案のとおり許可すること及び第 6 3 号議案を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第 6 4 号議案「現況証明について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	(第 6 4 号議案 説明)
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました 齊藤和栄委員から報告をお願いします。

8 番
齊藤 和栄
委員

第64号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は12月18日（月）、私と小寺会長職務代理者、地区担当委員4名、事務局3名の合計9名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。
以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第64号議案を原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第65号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第65号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を小寺会長職務代理者から報告をお願いします。

7 番
小寺 辰夫
会長職務代
理者

第65号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は12月18日（月）、私と齊藤和栄委員、地区担当委員1名、事務局3名の合計6名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。
また、現況及び周辺農地への影響から判断し、当該案件について、照会に対して、原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 6 5 号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第 6 6 号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 6 6 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 6 6 号議案を原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第 6 7 号議案「農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの申出について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 6 7 議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

3 番
寺井 重治
委員

メリットとか税金対策とか色々あると思いますが、あっせん事業の内容を詳しく説明願います。

事務局

当事者のメリットとして、譲渡所得 8 0 0 万円の特別控除が受けられます。

農業委員が間に入るにより、1対1での話し合いを避けられますので、そういう方にはメリットになると思います。

あっせん委員の役目としては、この議案が通りましたら、譲受け候補者の方、順位に従い1位の田中さんにあっせんの申出があったことと、買受けの意思確認に、あっせん委員と事務局職員とで訪問します。

1位の方に買受けの意思があれば、次にあっせん会の日程の話になるのですが、1位の方に買受けの意思がなければ2位の方に声かけをして、買受けの意思があれば2位の方とあっせん会を行います。

1位の方、2位の方、どちらも買う意思がない場合はあっせん不成立となり、その時点で終了します。

1位の方、2位の方、どちらかに買受けの意思がありますとあっせん会になりますので、あっせん委員の方に立ち会いをお願いすることになります。

金額等が折り合いあっせん成立となりましたら、その後通常の3条申請を出していただき、通りましたら税金の控除証明書等を交付して終了となります。

3番
寺井 重治
委員

土地の価格の評価は、どのような理由で誰がするのですか。
売り手と買い手の話し合いで決まるのですか。

事務局

価格については譲渡人に希望を聞き、あっせん会で譲渡人の方はこの金額を希望していますと。

売り手と買い手の話し合いで決まります。

あっせん委員の役目としては、周辺の農地の価格と著しく乖離していないかを確認いただくことになります。

4番
伊藤 義明
委員

譲渡税、取得税、司法書士の費用が絡んできますが、あっせん事業の場合は司法書士の費用はこちらでみるのですよね。

事務局

登記については受けておりません。

4番
伊藤 義明
委員

売った方の譲渡税だけが800万円控除のメリットがあるということですか。

事務局

税制のお金に関してはその通りです。

3番
寺井 重治
委員

最低の評価額はいくらですかと言われても、固定資産税の評価額を見るとあるのでしょうけど。

7 番 小寺 辰夫 会長職務代 理者	この案件が初めての委員が多いと思いますので、事務局はタブレットに概要の資料を入れてください。
事務局	あっせん事業について福井市が受けるのは5年ぶりですが、規程については、皆様にお配りしたマニュアルに出ておりますので、後ほどご覧ください。 資料については後日、タブレットにアップいたします。
事務局	あっせん事業でございますが、福井市がする場合と中間管理機構がする場合と2パターンありますので、どういう違いがあるのかを含めまして、簡略化した比較する表等をアップしようと思います。
19 番 池田 敏雄 委員	農業委員会にあっせんしてほしいと申請が出てくる。 農業委員会が、あっせんの相手方はこれで良いですよ、と承認すれば動き出す、ということによろしいか。
事務局	そうです。
議 長	決定ではなく、承認するかどうかということです。 他にございませんか。
	(特に声なし)
議 長	他にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第67号議案を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続いて、報告事項に入ります。 なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。 それでは、第60号報告ないし第68号報告を、一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	(第60号報告ないし第68号報告 説明)
議 長	ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
続きまして、その他に移ります。
事務局からお願いします。

事務局

(タブレット端末の適切な管理の徹底について 説明)
(レシピ作成について 説明)
(今後の日程について 説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、小寺 会長職務代理者よりお願いします。

7 番
小寺 辰夫
会長職務代
理者

本日の定例会は、第 5 8 号議案から第 6 7 号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。
また、第 6 0 号報告から第 6 8 号報告まで全て確認をさせていただきました。
以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、1 2 月の定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 0 0 分